	大阪府のうち大阪市のうち浪速区	大阪府のうち大阪市のうち西淀川区	大阪府のうち大阪市のうち東淀川区	大阪府のうち大阪市のうち城東区	大阪府のうち大阪市のうち淀川区
	同時に給油することができる自動車の数が四以上	同時に給油することができる自動車の数が四以上	同時に給油することができる自動車の数が四以上	同時に給油することができる自動車の数が四以上	同時に給油することができる自動車の数が四以上
三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十五キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上

	大阪府のうち大阪市のうち鶴見区	大阪府のうち大阪市のうち住之江区	大阪府のうち大阪市のうち平野区	大阪府のうち大阪市のうち北区	大阪府のうち大阪市のうち中央区
	同時に給油することができる自動車の数が六以上	同時に給油することができる自動車の数が十一以上	同時に給油することができる自動車の数が四以上	同時に給油することができる自動車の数が四以上	同時に給油することができる自動車の数が四以上
四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上の自家発電機を有していること五　容量四キロボルトアンペア	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十五キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十八キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上四　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること